

令和6年
11月号

鹿島

鹿島町交番
62-9339

自転車のながらスマホ・酒気帯び罰則強化!!

令和6年11月1日から道路交通法が改正されます!



・自転車運転中の携帯電話使用等に起因する交通事故が増加傾向にあること。
・自転車を酒気帯び状態で運転した際の交通事故が死亡・重傷事故となる場合が高いこと。
から、自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました。

運転中のながらスマホの罰則は

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

酒気帯び運転の罰則は

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金



お願い! 見えるところに置かないで!!

現在、足利市の西部地区でのタイヤ盗難が多発しています。

自宅の軒下やカーポートの下にタイヤを置いたままにいませんか?

数年使用したタイヤだから盗まれることはないだろうと思いませんか?

正直に言います! 道路側から見えるところに置いてあるタイヤはいつか必ず盗まれます。

被害者にならないためにも、「道路側から見て、タイヤが人目につかないこと」が必要です。

防犯意識をしっかりもちましょう!



外出時は見えやすい格好で

いつもご協力ありがとうございます
11月に入り、
日没時間が早くなりました。

夜間のパトロールをしていると
目立たない服装で歩く歩行者が
多く見られます。

反射材を身につける 明るい色の服を着る等

交通事故の被害者とならないよう
交通事故の防止にご協力をお願いします。

ライト4運動!!

ライト4運動とは…

栃木県警察で行っている運動です!
日没時間が早くなる10月~2月にかけて、日没前の午後4時から早めのライト点灯をお願いします!!